

項目	No.	Q	A
制度概要	1	利子補給の対象となる制度融資は	県の熊本県金融円滑化特別資金（県円滑3コロナ、県円滑コSN4、県円滑危機コロ）及び国の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）、生活衛生改善貸付、熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金となります。
	2	利子補給の期間は	5年間（以内）です。
	3	熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金（コロSN5、コロSN4、コロ危機）は利子補給の対象となるのか	対象となります。ただし、熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金を利用した方については、貸付実行日から3年間は熊本県から利子補給補助金が交付されていることから、熊本県が利子補給を行った期間を除く償還期間に係る利息分を対象とします。
	4	小規模事業者経営改善資金は通常枠と拡充枠の両方が利子補給の対象となるのか	対象となります。
	5	利子補給の対象となる融資の上限額はあるのか	ありません。制度融資の枠の上限額まで対象です。
	6	居住は八代市内、事業所は八代市外だが利子補給の対象となるのか	対象外となります。八代市内で事業を3ヵ月以上営んでいる方が対象となります。
	7	居住は八代市外、事業所は八代市内だが利子補給の対象となるのか	対象となります。
	8	支店や支社も利子補給の対象となるのか	八代市内で3ヵ月以上事業を営んでいれば対象となります。
	9	グループ会社内の子会社も利子補給の対象となるのか	八代市内で3ヵ月以上事業を営んでいれば対象となります。が、子会社で貸付を受け、償還をしていただく必要があります。
	10	熊本地震の借換え分も利子補給の対象となるのか	対象となります。
	11	セーフティネットが発令された3月2日以前の金融円滑化特別資金利用者も利子補給の対象となるのか	令和2年3月2日以降に貸付実行された分が利子補給の対象となります。
	12	いつまでに融資の申し込みをすれば利子補給の対象となるのか	令和3年3月31日までに融資の申し込みをし、貸付実行された分が対象となります。
	13	既に対象制度融資の貸付を受けているが、借換えをした場合は、借換えをして貸付を受けた日から5年間、利子補給の対象となるのか	利子補給の基準日は、対象制度融資の貸付を初めて受けた日（基準日）から5年間となります。基準日以降、借換えをしても利子補給の対象期間は変わりません。
	14	利子補給の対象期間であっても対象外となることはあるのか	次のいずれか事由が生じた場合は、利子補給の対象外となります。 ①事業所を市外に移転した場合 ②償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 ③償還を怠った場合 ④事業を休止し、又は廃止した場合

項目	No.	Q	A
申請関係	1	申請期間は	令和8年1月5日(月)～2月27日(金)
	2	申請に必要な書類は	①申請書兼請求書(申請者記入) ②利子支払証明書(金融機関記入) ③市の完納証明書(市民税課・市民課で手続き) ④履歴事項全部証明書(法人)又は閲覧申請で撮影した写真(個人)等 ⑤その他市長が必要と認めるもの(必要に応じてご連絡します)
	3	納税証明書や履歴事項全部証明書、閲覧申請で撮影する確定申告書はいつのものが必要か	完納証明書…令和7年12月以降発行分 ※写し可 履歴事項全部証明書…令和7年12月以降発行分 ※写し可 確定申告書…令和6年分もしくは令和7年分 ※写し可
	4	振込先口座は代表者の口座でも可能なのか	事業所又は代表者の口座となります。
	5	「県円滑コSN4」と「県円滑危機コロ」の枠で融資を受けているが、利子補給補助金の申請書は一つにまとめて申請してよいのか	県金融円滑化特別資金には「県円滑3コロナ」「県円滑コSN4」「県円滑危機コロ」の3つがありますが、それぞれ申請書を作成いただきますようお願いします。また、その他添付書類もそれぞれ必要となります。
	6	振込先が確認できる通帳等の写しとはどの部分か	通帳の表紙及び次ページの口座番号、口座名義人(カナ)が記載された計2ページの写しをご提出ください。
	7	閲覧申請で撮影した写真とは	八代税務署で閲覧申請をすることで確定申告書を書き写したり、写真を撮ることができますので、確定申告書の写真を撮り、印刷したものを申請書に添付してください。なお、閲覧申請にはコロナウイルス対策での手続きと分かる書類(利子補給補助金に関する市からの送付書類)が必要です。 ※原則、税務署の受付印が押された確定申告書
	8	納税証明書には未納額が記載されているが、税の徴収猶予を受けている場合はどうすればよいか	徴収猶予許可通知書の写しを納税証明書に添付し、ご申請ください。
	9	市の納税証明書の発行手続きは代理の者でも構わないのか	本人以外の方でも申請は可能です。代理の場合は委任状が必要となりますので、手続きの前に市ホームページをご確認いただきますようお願いします。
	10	提出方法は	郵便局での「特定記録郵便」で下記宛先までご郵送ください。 〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市商工政策課 商業振興係宛
	11	e-Taxで確定申告をした内容の書類でもいいのか	原則、確定申告書の控えには税務署の收受日付印が押印されていることが必要です。 税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されているもの。自宅からのe-Taxによる申告の場合は、「受信通知(メール詳細)」を添付してください。 ※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要とします。 ※「受信通知(メール詳細)」とは、申請者の氏名または名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメールです。
	12	借入時と現在の事業所住所が違うが、どちらの住所で申請をすればよいか	(法人・個人に関わらず) 現住所と旧住所が分かるように申請書にご記載ください。